広報 資料(経済同時)

京 都 市 産 業 観 光 局 (担当:商工部産業振興課 222-3324)

# 京都市中小企業融資制度の推進について ~ 小規模企業おうえん融資の拡充 ~

京都市では,厳しい環境にある中小企業の皆様の経営を支援するため,京都府と共同で実施している「京の企業いきいき金融支援」における融資制度をはじめとする中小企業への支援を推進しており,大変多くの方々に御利用いただいています。

この度、国における責任共有制度の導入やゼロ金利政策解除に伴う金融情勢の変化を鑑み、「京の企業いきいき金融支援」の一部見直しを行い、「小規模企業おうえん融資」や「経営支援特別融資」について、平成19年4月から下記のとおり制度の拡充を図りますので、お知らせします。

記

### 1 「小規模企業おうえん融資」の拡充

無担保無保証人制度である「小規模企業おうえん融資」を継続実施するとともに,新たに融資限度額1,250万円の「ステップアップ枠」を設け,小規模企業のさらなる成長・発展を支援します。(最大2,500万円までの利用可)

融資対象者	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下)
融資限度額	1 , 2 5 0 万円(保証協会のすべての保証残高を含み 1,250 万円まで)
融資利率	年1.7%<固定>
融資期間	運転資金5年以内,設備資金7年以内

#### <ステップアップ枠>

融資対象者	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下)
融資限度額	1,250万円
融資利率	年2.0% <固定>
融資期間	運転資金5年以内,設備資金7年以内

# 2 「経営支援特別融資」の拡充

大型倒産等突発的事象の発生により影響を受ける中小企業等を新たに融資対象者に加えます。該当する突発的事象については,府市協議のうえ,今後,指定要件を定める予定です。

# 3 「あんしん借換融資」の延長実施(12月末まで)

本年3月末までとしていた「あんしん借換融資」の実施期間を,年末の資金需要に対応できるよう,金融機関等の協力により年末まで延長実施し,引き続き厳しい経営環境にある中小企業の資金繰りを支援します。

#### (参考)「京の企業いきいき金融支援」4制度

「小規模企業おうえん融資」・・・小規模事業者を対象とする事業資金

「あんしん借換融資」・・・・・・・セーフティネット保証認定者を対象とする借換資金・事業資金

「経営支援特別融資」・・・・・・・・ 売上減少者を対象とする借換資金・事業資金

「一般振興融資」・・・・・・・・・ 一般的・多目的な事業資金